

令和5年12月22日
科発 1222 第3号

厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定
(公 印 省 略)

厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン
の策定について

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められている。

これらを踏まえ、厚生労働科学研究における研究データの管理・利活用の具体的な運用を定めるため、新たに「厚生労働科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」を別添のとおり策定する。